

子育て支援・少子化対策に関する基本計画の概要について

1 策定の趣旨

「子育て支援・少子化対策条例」では、子育て支援・少子化対策を総合的に推進するための基本計画を策定することとしており、現基本計画「みんなで育てる とやまっ子 みらいプラン」(平成 27 年度～平成 31 年度)の後続計画として、これまでの子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化や施策の推進状況を踏まえ、新たな基本計画を策定するもの。

2 計画の概要

(1) 計画の性格、位置付け

- ・子育て支援・少子化対策条例に基づく基本計画
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
- ・母子保健計画策定指針に基づく計画

(2) 計画期間

- ・2020 年度から 2024 年度までの 5 か年

(3) 計画の内容

条例第 8 条に規定する事項について、次世代育成支援対策推進法等、2 (1) に記載のある法律や指針の趣旨にも留意しながら、具体的に記載する。

① 目標

② 基本方針

- I 家庭・地域における子育て支援
- II 仕事と子育ての両立支援
- III 子どもの健やかな成長の支援
- IV 次世代を担う若者への支援
- V 経済的負担の軽減
- VI 子育て支援の気運の醸成

③ 目標指標

④ 幼児期の教育・保育の需給計画 等

子ども・子育て支援法にもとづく5年ごとの改正

□富山県子育て支援・少子化対策条例

第2章 子育て支援・少子化対策の基本計画等

(子育て支援・少子化対策の基本計画)

第8条 知事は、子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子育て支援・少子化対策に関する目標及び基本方針
- (2) 子育て支援・少子化対策に関する施策の基本となる事項
- (3) その他子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、富山県子育て支援・少子化対策県民会議の意見を聴くとともに、県民、保護者及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。